

# 令和3年度

## 第4回加東市農業委員会総会（定例会）議事録

1. 開催日時 令和3年6月22日（火）午後3時00分～午後4時30分
2. 開催場所 加東市役所3階301・302会議室
3. 出席職員 事務局長 鈴木 敏久 事務局次長 藤本 弘子  
主査 松岡 玲平
4. 出席委員 1)井上 弘           2)柴崎 彰孝           3)國井 久明           4)大橋 徹  
5)谷口 高史           6)長谷川 均           7)内藤 秀幸           8)南 和夫  
9)太田 隆之           10)森本 善明           12)岩崎 一彦           13)臼井 正  
14)中山 喜作           15)岸本 光  
(1)村上 洋一           (2)田中 重信           (3)吉田 義信
5. 議事録署名委員 9)太田 隆之           10)森本 善明
6. 現地確認 12)岩崎 一彦  
(1)村上 洋一           (2)田中 重信           (3)吉田 義信
7. 会議に附したる議案等
  - 1) 開 会
  - 2) 会長挨拶
  - 3) 議事録署名委員の指名
  - 4) 議 事

第20号議案	農地法第3条の規定による許可について	9件
第21号議案	農地法第5条の規定による許可について	1件
第22号議案	非農地証明願いの承認について	4件
第23号議案	農業経営改善計画に関する意見について	3件
第24号議案	農用地利用集積計画の決定について	8件
  - 5) 報 告

報告第8号	市街化区域内の農地法第4条の届出について	1件
報告第9号	市街化区域内の農地法第5条の届出について	5件
報告第10号	農地の貸借の合意解約通知について	5件
  - 6) その他
  - 7) 閉 会

局 長

ただいまから、令和3年度第4回加東市農業委員会総会6月定例会を開催いたします。

本日の出席委員は15名の内14名で、過半数に達しており、加東市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりこの会議が成立しましたことをご報告いたします。

なお、11番の山本委員におかれましては、事前に欠席の連絡がありましたので報告いたします。

本日出席の農地利用最適化推進委員は、村上委員、田中委員、吉田委員でございます。

それでは、開会にあたりまして國井会長よりご挨拶を申し上げます。

会 長

～國井会長あいさつ～

議 長

ただいまから、令和3年度第4回6月定例会を開催いたします。

本日、現地調査をしていただきました、岩崎委員、村上推進委員、田中推進委員、吉田推進委員、本当にありがとうございました。のちほど報告をよろしく願いいたします。

本日の議事録署名委員に9番の太田委員と10番の森本委員を指名しますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

第20号議案「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。事務局から議案の朗読をお願いします。

事務局

～第20号議案を朗読～

議 長

続きまして、内容説明をお願いします。

事務局

番号1、資料P1に申請地位置図、P1～P5に譲受人の耕作地位置図をつけております。

譲渡人は、申請地が他の自作地から離れており耕作が不便なため、申請地の付近に耕作地を持っている譲受人に譲渡したいという申請です。なお、この申請にあたって耕作地を調査したところ、譲受人の耕作地の中に山林化した農地があることが分かりましたので、その件についても適正に手続きをいたしますという確約書を提出していただいております。

番号2、資料P6に申請地と譲受人の耕作地位置図をつけております。

申請地は、譲受人の自作地に隣接する田んぼで、譲受人が長年借り受けて耕作している田ですが、譲渡人から今後も自作する予定はないので贈与したいと申出があり、許可を申請されました。譲受人は現在も適正に耕作されており、必要な農業機械類も備えておられます。

番号3～5は関連しておりますので、一括してご説明します。

資料P7～P9に申請地と譲受人の耕作地位置図をつけております。

3番は、〇〇が〇〇から農地を購入する申請、4番と5番は〇〇と〇〇が農地を交換する申請です。譲受人の〇〇と〇〇は、資料P7の〇〇がありまして、それぞれ自分の農地の隣にあって便利なので、互いに交換しようといった約束を前からされていまして、交換するという前提で耕作をされてきました。また、〇〇は現在イチゴのハウス栽培を〇〇から〇〇あたりを使ってされており、隣にある〇〇の〇〇を譲り受けて一帯としてハウス栽培をしたいということで今回申請をされました。

譲受人は、いずれも適正に農地を耕作されており、必要な農業機械類も備えておられます。

番号6～8、こちらも譲受人が同じ方ですので、併せてご説明させていただきます。

資料P10に申請地位置図、P11に営農計画書をつけております。

譲受人は、〇〇で調教師をされていますが、申請地に隣接する住宅を購入して転入してこられたのを機に、周辺の農地を取得して、就農を計画されています。今まで全く農地をお持ちでなかったのですが、今回のこの3件が許可になりますと、3,905㎡の農地になりますので、下限面積の3,000㎡をクリアするということになります。

譲渡人の3名は、農地を相続されましたが、遠方又は多忙で耕作できないため、譲受人が購入する話がまとまり申請されています。

資料P11に付けている営農計画書ですが、〇〇では水稻を、他の3筆は牧草を栽培する計画を立てておられます。なお、営農については前農業委員の〇〇の指導を受けながら、農業機械類も〇〇が貸して支援をするということで計画をされています。

許可になりました場合は、こちらの計画書の写しを農会長に送付させていただきます予定です。

番号9、資料P12に申請地位置図、P13に〇〇の農業委員会が発行した耕作証明書と、P14に営農計画書をつけております。

譲渡人は、農地を相続されましたが遠方で耕作できず、農地の売却を検討されていたところ、譲受人が購入する話がまとまり申請されました。譲受人の〇〇ですが、〇〇を持っておられます。資料P13に〇〇の耕作証明書がありますが、〇〇で54aの農地を所有し耕作されています。自動車輸出業の会社を経営されていまして、耕作のための農業機械の運搬も問題ないということです。

以上9件の申請につきましては、農地法第3条第2項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。

以上で、第20号議案の説明とさせていただきます。

議 長	内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見 ございませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第 20 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」は、原案のと おり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、ありがとうございました。全員挙手にて第 20 号議案については、 原案のとおり許可することとします。 続きまして、第 21 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」 を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第 21 号議案を朗読～
議 長	この件に関しましては、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員 さん、報告をよろしく願いいたします。
現地調査委員	農地法第 5 条の現地調査の結果を報告します。 第 21 号議案、番号 1 の〇〇は、〇〇の北東約 230m にあり、現場は畑で ありました。  以上、報告を終わります。
議 長	はい、ありがとうございました。続きまして内容説明をお願いします。
事務局	番号 1、資料 P15 に申請地位置図、P16 に土地利用計画図をつけており ます。 譲渡人は、申請地を相続されましたが遠方で耕作できないため、売却を 検討されていたところ、申請地附近で太陽光発電用地を探していた譲受人 との売買の話がまとまり申請されました。 申請地は、圃場整備されておらず、農業振興地域の農用地外で、市街化 区域に近接する第 2 種農地に該当すると考えます。東播用水の決済金は発 生しています。  この転用申請につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に規定する不許 可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。 以上で、第 21 号議案の説明とさせていただきます。
議 長	内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見

	はございませんか。
委員	太陽光を建てられてから草刈せずに放置されているところがたくさん見受けられますが、草刈の話はされているのでしょうか。
会長	そのときは、許可を取ってすると言っているが、4、5年経つと草が生えてフェンスも傷んだりすることが多々あります。こういったことがこれからどんどん出てくる可能性があります。 こういった場合、許可の取り消しになることはあるのか。
事務局	許可が取り消しになるというのは、転用目的通りに転用しない、例えば太陽光とって許可を取って全く違うものにするといった場合です。
委員	この場所が道の際ですので、せめて道の際とフェンスだけでも年に1回草刈してくれるような話がしてあったらなと思っただけで、周辺の方が賛成されているのであれば構わないのですが、道路に面したところで草が刈れていないところがけっこう見受けられますので、それを心配しています。
会長	許可を取るまでは、掃除をして草も刈りますと言って申請していますが、やはり日が経つとそういう結果になるのではないかと心配しておりましたけれども、やはりそういうことが今起きているのではないかと考えております。どうするかということは、今、事務局が言いましたように、取り消しはできませんが、営農型太陽光発電でしたら作物ができない場合は取り消しになります。他は取り消しにはならないかと思っておりますので、ご理解よろしく願いいたします。
事務局	今回の申請にあたりましては、隣接農地の方や地区の区長さんの同意の書類をつけて出させていただいております。ですので、こういうことでここを転用しますということは、隣接農地の方や区長さんに説明には行かれていますはずで、そのときに、条件を地区から示されているかどうかのやりとりまではこちらでは把握はできておりません。
委員	通行するときに何年も経つと道路に雑草が被って道路の端が無い状態になってしまいます。2年3年と経ってきたら結構ひどいところが見受けられるので、それを心配しています。
事務局	不許可にすることはできませんが、業者に対してこういったご意見があったことをお伝えさせていただきます。
議長	他にご意見ございませんか。
委員	太陽光発電は市の生活環境課が所管している開発許可があるかと思

	<p>ますが、手続きはされていますか。</p>
委員	<p>今回の事業者は、近くでも太陽光をされておりまして、管理はまめにしている、農道や水路の関係も通るところは地区でやっていますし、業者でできるところはやってもらっています。道に関しては、フェンスを引いてもらってできるだけ広く使えるようにというような条件で地区として同意をしています。</p>
事務局	<p>転用の申請があがってきた段階で生活環境課にも合議を回させていただいております、環境の条例の協議が必要ですよというようなところで、生活環境課からこちらに指示事項としてあがってきておりますので、許可が出た段階でその部分は業者にもお伝えさせていただいて、きっちり環境条例の協議をしていただいた上で、太陽光を設置していただくというような形になります。現時点で環境条例の協議をされているかどうかは把握できていませんが、実際に太陽光をされるまでには確実に協議はしていただく形になります。</p>
委員	<p>生活環境課に手続きをすと言いながら、許可を取らずにやっちゃっているところもあります。生活環境課の許可後にしたほうがいいのかと思います。</p>
事務局	<p>〇〇でしたら面積が1,000㎡を超えると市長の同意を得てからしないとイケないということで、所謂環境審議会に諮りまして、現地調査をしてその結果、市長が同意したら着工できます。それ以下の場合は、届出で良いとなっております。家庭用だったら届出はいりませんが、出力が10kW以上の発電設備の場合は届出が必要となっております。こちらは面積が800㎡ですので、環境審議会の同意がないとできない、ということはありません。ただ、届出はしてくださいとなっております。</p> <p>生活環境課と業者で手続きをしていただくこととなります。水上ゴルフ練習場の池が近くにありますが、その池の際で既にこの業者はされていますので、その辺りはよくご存じなのではないかと思えます。</p>
議長	<p>他にご意見ございませんか。</p>
各委員	<p>～意見なし～</p>
議長	<p>意見がないようですので、採決いたします。</p> <p>第21号議案「農地法第5条の規定による許可について」は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>～全員挙手～</p>

議 長	<p>はい、ありがとうございました。全員挙手にて、本案を許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。</p> <p>続きまして、第 22 号議案「非農地証明願いの承認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>～第 22 号議案を朗読～</p>
議 長	<p>この件に関しましても、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員さん、報告をよろしくお願いいたします。</p>
現地調査委員	<p>非農地証明願いの現地調査の結果を報告します。</p> <p>第 22 号議案、番号 1 の〇〇は、〇〇の北約 50m にあり、現場は宅地でありました。</p> <p>続きまして、番号 2 の〇〇は、〇〇の東約 250m にあり、現場は宅地でありました。</p> <p>続きまして、番号 3 の〇〇は、〇〇の東約 250m にあり、現場は宅地でありました。</p> <p>続きまして、番号 4 の〇〇は、〇〇の北約 120m にあり、現場は宅地でありました。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。続きまして内容説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 1、資料 P17 に位置図、P18 に現況写真をつけております。</p> <p>申請地は、住宅と道路の間の細長い土地で、平成 11 年頃から植木などを植えて宅地の一部として使用されており、今回、登記地目が畑のままであると判明したため、地目と現況を合わせるために非農地証明を申請されました。申請地は、農業振興地域の農用地外で、東播用水の決済金は済んでいます。</p> <p>番号 2 と 3 は、同じ場所ですので併せてご説明します。</p> <p>資料 P19 に位置図、P20 に現況写真をつけております。</p> <p>番号 3 は、戦後、〇〇の自宅と農業倉庫が建てられ、番号 2 は、〇〇の名義ですが、〇〇宅へ入る進入路と庭になっておりまして、このたび、〇〇と〇〇で土地の整理をされていて、地目が農地のままであると判明し、地目と現況を合わせるために非農地証明を申請されました。申請地は、農業振興地域の農用地外で、土地改良区の区域外です。</p> <p>番号 4、資料 P21 に位置図、P22 に現況写真をつけております。</p> <p>申請地は、申請人の父が昭和 47 年から平成 27 年に亡くなるまで、ラーメン屋さんを経営されておられまして、現在は貸店舗として使用されている場所で、相続された娘さんが、地目が農地のままであると知り、地目</p>

と現況を合わせるために非農地証明を申請されました。申請地は、市街化区域で、東播用水の決済金は済んでいます。

これら4件の申請地については、農地法第2条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。

以上で、第22号議案の説明とさせていただきます。

議 長

内容説明は終わりました。ただいまから審議を行います。何かご意見はございませんか。

各委員

～意見なし～

議 長

意見がないようですので、採決いたします。

第22号議案「非農地証明願いの承認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員

～全員挙手～

議 長

はい、ありがとうございました。全員挙手にて第22号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。続きまして、第23号議案「農業経営改善計画に関する意見について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局

～第23号議案を朗読～

議 長

続きまして、内容説明をお願いします。

農政課

この度、6月末で認定農業者3名の認定期間が終了になります。そちらの3名につきまして、更新に向けた申請がございましたので、意見を求めさせていただいているということでございます。

議案書P5、申請人が3名あがっております。まず、〇〇です。それから、〇〇、〇〇、それぞれ個人の方でございます。

それぞれの方の計画についてご説明させていただきます。

P6、〇〇、〇〇でございます。

(1)営農類型としましては、稲作と麦類を作付けされておられます。5年後についても、目標としましては同じ作物をやっていくということでございます。次に、(2)農業経営の現状及びその改善に関する目標でございます。年間所得としまして、592万円の現状がございまして、今後5年後ということで、560万円を目指すということでございます。所得としては下がっておりますが、山田錦の面積が少なくなったことでの影響がでしております。年間労働時間が、1,000時間の現状ですが、1,280時間を目指すということでございます。



P7、(1)生産の作目ですけれども、山田錦を中心に作付けをされておられます。現状となっておりますのが、平成31年の決算になっております。その際には、山田錦が1,431aございましたが、5年後は1,242aということで減少しております。あきだわら(加工用米)が180aから300aへ、どんとこいが120a増加しております。大麦につきましても、623aから1,000aへ増加しております。飼料用のWCSにつきましては、87aございましたが、取引の関係で0aになります。(3)農用地の状況ですが、借入地が1,697aの田んぼ、畑が97aございますが、目標としましては1,797aに田んぼを増やすということです。

P8、③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置でございます。麦につきましては、排水溝は入念に実施しているものの、地域の土の質が粘土質ということで、湿害によりまして安定した収量の確保ができない状況がございます。こちらにつきましては、排水不良田の暗渠排水溝をきちんと実施していきたい。そしてまた、多収量品種への移行も検討していきたいということでございます。次に、あきだわらの反収ですが、年々減収している状況でございます。こちらにつきましては、肥料の時期と量を見直しまして、堆肥の散布などによる土作りにより反収の増を図っていききたいとこのことです。次に、水稻水田直播の安定した発芽を追求し、概ね技術の確保ができているということで、そちらの実施面積を拡大して行って、生産の効率を向上させていきたいということです。山田錦の契約数量の減につきましては、減少分は今後どんとこいに転換を行っていくということです。また飼料用稲の場合につきましては、令和4年産から販売ができなくなるということで、加工用米へ転換するというです。また、集落内の農業者の高齢化に伴い、数年後の作業受託の依頼が出てきているという現状がございます。そちらについては、作業受託のほうで対応していきたいということでございます。次に、④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置でございます。こちらにつきましては、現状としまして、税理士に複式簿記の記帳により経営の分析と改善を図っているということでございます。酒米の生産量の大幅減により、大きな販売代金減額を余儀なくされています。今後の組合運営に影響があるが、賢明な手法を税理士と調整をしていきたいということでございます。また、機械導入の計画を立てられて、機械導入時には助成制度を活用されておられます。こちらについては、さらに効果的に活用していきたいということでございます。次に、⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置です。作業員の高齢化が進行しております。こちら先ほど出てきましたけれども、水稻水田直播の実施面積を増加していきまして、作業の軽減を図りたいということです。また、移植用田の苗の運搬について、苗置き場からの持ち出し方法を手作業から動力運搬車の導入により作業の軽減を図りたいということです。また、組合員の家族の現役年齢層の方を育成していき、また別途、作業応援者の確保を努めていくということでございます。ドローンの導入を考えておられまして、農薬散布などで高度化のスマート農業に努め、作業の効率化を図っていききたいということです。次に、⑥その他の部分ですけれども、

現状がイノシシなどの被害田が生じ始めたということでございます。こちら、地域と連携し対応策を実施していくということでございます。参考としまして、経営の構成を記載しております。

P9につきましては、農業用機械等の取得の現状と今後5年後の目標を記載しております。田植え機、溝堀機、多目的管理機等、ドローンも増えまして新規導入がでございます。

そしてP10に収支計画を記載しております。こちら、先ほど説明させていただいた山田錦の規模が減少し、それに絡みまして加工用米やどんとこいを作付けしていくという形でございます。また、大麦の規模を拡大していくということでございます。以上の形で、5年後559万円の所得を目指して計画をされています。

次に、〇〇の計画を説明させていただきます。

P11、〇〇が住所でございます。(1)営農類型としましては、稲作をされておられまして、それを継続する計画になっています。また、年間所得が現状420万円の所得がございました。それに対して5年後は507万円を目指している計画でございます。年間の労働時間が1,600時間の現状を、1,800時間に引き上げるということでございます。

P12、生産している作目ですが、山田錦とヒノヒカリでございます。作付面積が、現状が732aをそのまま山田錦は継続していく形になります。ヒノヒカリにつきましては、75aから245aにしていくということでございます。また、農地につきましても、現在借入地で754a ございますが、200aほど増やしていく計画になっております。

P13、③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置でございます。現状としましては、山田錦を中心に水稻をやっておられます。これにつきましては、山田錦の契約数量を維持して、さすがに増やしていくことはできないものの、現状の規模で山田錦を生産していくということで計画を立てられております。また、農業者の高齢化によりまして、集落内で貸付希望者が見込まれるということですが、山田錦の規模拡大は困難である状況がございますので、ヒノヒカリの販路を確保するということが今後はそちらで規模を拡大していくということでございます。④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置です。現状としましてはJAを含めまして複数の取引先を確保することで、経営をされておられます。令和3年産におかれましては、山田錦の契約数量を令和2年と同等ということで、維持をされておられます。引き続き取引先と調整を行いまして、山田錦の契約数量を維持していくという方向で考えられておられます。また、各種助成制度を活用されておられまして、さらに効果的な活用を図りたいということでございます。次に、⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置です。こちらにつきましては、草刈等の作業につきましては、委託をすることで労働時間の削減に取り組んでおられます。村の中でお願いできる方がいらっしゃるということで、引き続き任せられる作業は委託を行うことで労働時間を削減したいということでございます。⑥その他ですけれども、繁忙期を中心に息子さん夫婦が農業を手

伝っておられます。今後、経営継承に向けて息子さん夫婦に農業経営のノウハウを伝えていくということで5年間やっていきたいということです。参考としまして、経営の構成ということで記載させていただいております。息子さん夫婦が40代でいらっしゃいます。

P14、農業用機械の現状と今後の更新予定が記載されております。トラクター、コンバイン、主要な機械の更新を考えておられます。

P15が収支計画になります。こちらにつきましては、山田錦はそのまま維持、ヒノヒカリを増ということで計画を立てておられます。また、減価償却がコンバイン等により令和6年に大きく新規分が増加しております。そういった中で計画を立てられまして、5年後には507万円の農業所得を目指していくということでございます。

最後に、〇〇の計画を説明させていただきます。

P16、〇〇という住所でございます。営農類型としましては、水稻をされておられまして、5年後も継続されるということです。年間の農業所得ですが、183万円の現状に対しまして、452万円を目指されております。また、年間の労働時間は1800時間やられておりますが、維持をするということです。

P17、生産する作目でございます。山田錦を中心にされておられます。現状960aを5年後に1,020a、あきだわら（飼料用米）は、0aに対しまして、250aということで、5年後増加させる計画でございます。農用地の状況ですが、借入地を増やすという形で計画を立てられておられます。

P18、③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置でございます。現状としましては、出荷時、紙袋でされておりますが、一部をフレキシブルコンテナに切替えることで作業負荷の軽減を行っていききたいということで、また、フレコン出荷用に調整設備を導入する計画でございます。乾燥機の処理量が逼迫しているということで、乾燥機を大型に更新していききたいということです。田植機の経年劣化で作業効率が悪くなっているということで、田植機の更新も行うということです。また、集落内の耕作者が高齢になられておられます。今後は農地の貸付希望者が増えてくるという現状がございまして、今後借り受ける農地については、飼料用米を中心に作付けを行うことになっております。④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置ですが、作業スケジュール等の管理をパソコンデータをもとに行なっておられます。スケジュールの指示等を自動的に行いまして、人による指示を減らしていくという手法を考えておられます。また、作業内容についての理解が作業される方によって異なってくるので、作業内容の説明を全作業員に行ないまして、知識の共有化と技術力の向上を図るということです。また、助成制度の活用もされておられますが、より効率的な活用を図っていききたいということです。次に、⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置でございます。現状のところに記載していますように、家族労働ということとシルバーにも頼まれておられます。今後につきましては、もう少し人員確保するというので、定年退職者2名が地元いらっしゃるということで、そちら

の方の協力を得るということで計画をされておられます。⑥その他の部分でございますが、生産品目と出荷先が限定的になっているという中で、新規販路の開拓をして新しい生産品を検討することも進めていきたいということでございます。参考としまして、経営の構成になります。ご夫婦とお父さんお母さんと雇用も多少いらっしゃいます。こちらまた増やしていきたいということでございます。

P19、農業用機械の取得の現状と目標でございます。先ほど申しました乾燥調製設備でありますとか、田植機等の更新が予定されております。

P20、収支計画でございます。山田錦は経営規模が基本的には拡大は難しいですけれども、取引の関係で目処が立っているということで、若干増加させる計画になっております。ただ、1,020a 以上はできないということで、飼料用米に取り組んでいくという計画になっております。農業所得を見ていただきましたら、なかなか減価償却費が非常に大きくなっておりまして、厳しい状況となっております。ただ、今後コンバインとか大きな減価償却が終了していく部分がありますので、段々と減価償却の金額が収まっていく中で、農業所得は最終5年後 451 万円を目指していられるという計画になっております。

説明は以上とさせていただきます。審議のほどよろしく願いいたします。

議長 内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。

会長 あきだわらは収穫量が多いのか。

委員 目標では 600kg くらいは獲れるとなっておりますが、少なくとも 500kg くらいは獲れると思います。

会長 加工用米だったら普通の米とは値段は違うのか。

委員 あまり変わりません。ひょっとしたら加工用米のほうが補助金を含めれば高いかもしれません。

会長 あきだわらは〇〇の作付が多いのではないか。

委員 〇〇が多いです。

議長 他に何かご意見ございませんか。

各委員 ～意見なし～

議長 意見がないようですので、採決いたします。

第 23 号議案「農業経営改善計画に関する意見について」は、原案のと

	おり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、ありがとうございました。全員挙手にて第 23 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして、第 24 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第 24 号議案を朗読～
議 長	続きまして、内容説明をお願いします。
事務局	P23 の番号 1 と 2 が、使用貸借権の新規設定です。 続いて番号 3 から 8 までが、使用貸借権の更新です。 全体が、P22 の集計表で、今回は貸貸借権が 0 件、使用貸借権が 8 件、15 筆、17,469 m <sup>2</sup> に利用権が設定され、6 月 30 日に公告される予定です。 以上で、第 24 号議案の説明とさせていただきます。
議 長	内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見ございませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第 24 号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、ありがとうございました。全員挙手にて第 24 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして報告事項に入ります。報告第 8 号「市街化区域内の農地法第 4 条の届出について」事務局より朗読をお願いします。
事務局	～報告第 8 号を朗読～
議 長	続きまして、内容説明をお願いします。
事務局	番号 1、資料 P23 に位置図をつけています。 申請地を、一般住宅にする届出を受理しました。 この届出については、添付書類等、完備しておりましたので、専決処理により、6 月 1 日付で受理通知書を交付しました。

	<p>以上で、報告第 8 号の説明いたします。</p>
議 長	<p>内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告いたします。</p> <p>続いて、報告第 9 号「市街化区域内の農地法第 5 条の届出について」事務局より朗読をお願いいたします。</p>
事務局	<p>～報告第 9 号を朗読～</p>
議 長	<p>続きまして、内容説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 1、資料 P24 に位置図をつけております。 申請地を、住宅用地にするための届出を受理しました。</p> <p>番号 2 と 3、資料 P25 に位置図をつけております。 申請地を、分譲住宅用地にするための届出を受理しました。</p> <p>番号 4、資料 P26 に位置図をつけております。 申請地を、住宅用地にするための届出を受理しました。</p> <p>番号 5、資料 P27 に位置図をつけております。 申請地を、分譲住宅用地にするための届出を受理しました。</p> <p>これらの届出については、添付書類等、完備していたしましたので、専決処理により、1 番は 5 月 1 4 日付け、2 番と 3 番は 6 月 1 日付け、4 番と 5 番は 6 月 8 日付で受理通知書を交付しました。</p> <p>以上で、報告第 9 号の説明いたします。</p>
議 長	<p>内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告いたします。</p> <p>続きまして、報告第 10 号「農地の貸借の合意解約通知について」事務局より朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>～報告第 10 号を朗読～</p>
議 長	<p>続きまして、内容説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 1 は、双方合意により無条件で利用権を解約し、解約後は借り人を変更される予定です。</p> <p>番号 2～4 は、双方合意により無条件で利用権を解約し、解約後は、さきほど第 20 号議案で許可いただいたとおり、農地を売却されます。</p> <p>番号 5 は、双方合意により無条件で利用権を解約し、解約後は自作されます。</p> <p>以上で、報告第 10 号のご説明いたします。</p>

議 長

内容の説明が終わりました。届出等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分報告といたします。

以上で本日の議案は、全て終了いたしました。慎重に審議を賜り、ありがとうございました。次に「その他」に入ります。事務局からの提案があれば、説明をお願いします。

事務局

以前からお願いしておりました、積立金を事前に持って来ていただいた方もいらっしゃると思いますが、今日持って来ていただいてまだ事務局へ渡していない方がいらっしゃいましたら、この後、窓口のほうでお預かりさせていただきますので、お持ちいただければと思います。

最初の挨拶で会長からもお話がありましたけれども、先日皆様のところにご案内させていただきました、6月30日の13時半から農業委員・農地利用最適化推進委員合同研修会ということで予定させていただいております。場所が、前の社保育園の建物が発達サポートセンターという建物になっておりまして、そちらの多目的室で研修をさせていただきます。ご案内に地図を入れさせていただいていましたが、市役所の北側の駐車場か、武道館の駐車場に停めていただいて、駐車場からそのまま多目的室に入れるようになっておりますので、また当日忘れずに来ていただければと思います。

これも会長からお話がありましたけれども、農地パトロールですが、大体例年ですと6～7月頃と10～11月頃と年2回させていただいていますが、今年は県知事選挙の関係がございまして、若干時期がずれてしまっていますが、7月末から8月のお盆までの間で予定させていただいております。今のところ、7月27日、30日、8月3日、4日、5日、6日の6日間で予定をさせていただいております。どの地区を何日に回っていただくかの詳細につきましては、また研修会のときに示させていただきますので、またそのときに詳しい説明をさせていただきますと思います。

来ていただくときに、皆さん委員証をつけていただいている方がいらっしゃると思いますが、何名かお忘れの方も見受けられますので、次回から来ていただく際には委員証を携帯してご参加いただきますよう、よろしく願いいたします。

今後、緊急でご連絡させていただくことも出てくるかと思いますが、こちらで把握している方もいらっしゃいますが、ほとんどの方が携帯の番号を把握できていないところがございますので、よろしければ携帯の番号を事務局に教えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

議 長

説明が終わりました。何かご質問等はありませんか。

各委員

～質問なし～

議 長

長時間にわたり、慎重審議いただきまして、ありがとうございました。  
これをもちまして、令和3年度第4回総会6月定例会を閉会いたしま  
す。

会議のてん末を期して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 國井 久明

議事録署名委員 太田 隆之

議事録署名委員 森本 善明